

# 精神科医療の強制入院と 恣意的拘禁

医療扶助・人権ネットワーク事務局長  
弁護士 内田 明

恣意的拘禁ネットワーク  
2021年1月18日シンポジウム資料

# 精神科医療における主な入院形態

- **任意入院**（精神保健福祉法 20 条）・・・本人の同意に基づく入院。ただし、実際には本人が退院を希望しても事実上退院できない例もある。
- **医療保護入院**（同法 33 条）・・・精神保健指定医の判断と家族等の同意により行われるもの。本人の同意によらない強制入院の一つ。
- **措置入院**（同法 29 条）・・・精神保健指定医 2 名以上の診察の結果、自傷他害のおそれがあると認められた場合に、知事の権限により強制入院させるもの。

# どれくらいの方が入院しているのか？ (1日平均在院患者数・2019年)

精神科病院 21万3237人 (前年比△0.8%)

一般病院の精神病床 6万8089人 (前年比△1.8%)

(厚生労働省『令和元(2019)年医療施設(動態)調査・病院報告の概況16頁』)

# 何が問題か？

- 精神科医療の分野において本人の意思に反する医療を強制することが許容されている背景には、必要な医療を適切に選択できない本人にとって、強制的であっても医療を提供することが本人の利益になるという後見的な発想がある。
- そうとはいえ、強制入院は、身体的自由等の重要な人権の制約を伴うものであるから、**人権保護**の観点から、その適用・運用は慎重に行わなければならないはずである。
- 強制入院の適用・運用は、国内法の要件を満たすだけでは足りず、国際人権基準を満たしたものである必要がある。

# 精神科医療の分野における 恣意的拘禁作業部会の二つの意見

- ① 炭酸飲料 1 本の万引きにより措置入院となった事案  
(A/HRC/WGAD/2018/8)
- ② 体調不良により宿泊中のホテルのベッドを汚損したことで措置入院となった事案  
(A/HRC/WGAD/2018/70)

# 炭酸飲料 1 本の万引きにより措置入院となった事案 (A/HRC/WGAD/2018/8)

## 【事案の概要】

2017年7月、通報者は、飲食店内の冷蔵庫から炭酸飲料 1 本を盗もうとして逮捕された。その後、精神科病院へ連れて行かれ、そのまま措置入院となった。同年10月に医療保護入院となり、別の精神科病院へ転院し、任意入院となり、2018年1月に退院した。

## 【意見の概要】

- ・ 適正手続違反等を理由にカテゴリー I 違反を認定 (パラグラフ 4 3)
- ・ 精神障害を理由とする差別であるとしてカテゴリー V 違反を認定 (パラグラフ 4 6)

## 体調不良により宿泊中のホテルのベッドを汚損したことで措置入院となった事案（A/HRC/WGAD/2018/70）

### 【事案の概要】

2016年8月、通報者は、ホテル滞在中、体調不良によりホテルのベッドを汚してしまったので、ホテルの清掃担当者にそのことを伝えましたが、フロントには伝えず、そのまま外出した。夕方、ホテルへ帰ると警察官2名が待機しており、警察署へ連行された。その後、警察官に精神科病院へ連れて行かれ、そこで措置入院となった。その後、医療保護入院に切り替えられ、別の病院に転院し、医療保護入院が続けられた後、任意入院となった。

### 【意見の概要】

カテゴリー I とカテゴリー V の違反を認定（パラグラフ 50、55）



# 日本政府の対応の問題点 I

(①炭酸飲料1本の万引きにより措置入院となった事案)

- 日本政府の回答期限が2018年2月20日に設定されていたが、日本政府は期限内に回答（回答期限の延長を求める書面）を提出しなかったため、反論ができなかった。



## 日本政府の対応の問題点Ⅱ

(②体調不良により宿泊中のホテルのベッドを汚損したことで措置入院となった事案)

- 「日本政府は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律8条に従い、さらなる情報提供を行うことができないが、日本政府は当該人の保護及び入院が関連国内法に従い適切に対応がなされたこと、そしてこれらの行為が恣意的拘禁を構成しないことを確認する。」と主張し、個人情報であることを理由に、具体的な反論をしなかった（日本政府回答）。

# 国内法に基づく救済手段の問題点

## (退院請求)

- 精神保健福祉法は、医療保護入院や措置入院などに関する救済手段として、退院請求を用意している（同法38条の4）
- 退院請求は精神医療審査会が審査するが、「引き続き現在の形態での入院が適当である」という意見が多数の事案を占める。

## (法務省の人権擁護機関の人権侵犯事件に対する救済手続)

- 別の救済手段として、法務省の人権擁護機関（法務局等）による人権侵犯事件に対する救済手続も存在する。

# 法務省の人権擁護機関の人権侵犯事件 に対する救済手続とは

- 「人権侵犯事件」とは、人権が侵害された疑いのある事件のこと（人権侵犯事件調査処理規程 2 条参照）。
- 精神科医療の問題においても、人権侵害の疑いがあれば、「人権侵犯事件」として、救済手続を開始する（規程 8 条 1 項）。
- 統計によると、平成 31 年・令和元年に、新規に救済手続を開始した人権侵犯事件数は 15,420 件であった。学校におけるいじめ事案（2944 件）、暴行・虐待事案（2298 件）などが多い。精神科医療の問題はそのごく一部。  
(法務省『平成 31 年及び令和元年における「人権侵犯事件」の状況について（概要）』1～2 頁)
- 調査の結果、人権侵犯の事実が確認できれば、相手方に対して必要な処置を講じるよう要請等を行う（規程 14 条）。

# 法務省の人権擁護機関の位置づけ (政府の人権理事会に対する説明)

普遍的定期審査 (UPR) 第2回日本審査フォローアップ  
(2017年1月)

## 【勧告】

「障害者に対するすべての差別的取扱いを排除するための必要な措置を取ること。」(勧告 8 8)

## 【日本政府の回答】

「法務省の人権擁護機関においては、人権相談所を設けるなどして差別を受けた方々からの相談に応じているほか、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、速やかに調査し、事案に応じた適切な措置を講じている。」(2 項)

# 法務省の人権擁護機関の判断

- ①炭酸飲料 1 本の万引きにより措置入院となった事案  
⇒ 「調査の結果、人権侵犯の事実があったとまでは判断することができませんでしたので、本年 8 月 27 日、侵犯事実不明確の決定をしました。」  
(東京法務局長平成 30 年 8 月 27 日決定)
- ②体調不良により宿泊中のホテルのベッドを汚損したことで措置入院となった事案  
⇒ 「調査の結果、人権侵犯の事実があったとまでは判断することができませんでしたので、本年 8 月 2 日、侵犯事実不明確の決定をしました。」  
(東京法務局長令和元年 8 月 2 日決定)

※ この問題につき詳しくは N A A D『第 7 回 ICCPR 政府報告書審査 (日本) に関する List of Issues のうち、恣意的拘禁 (刑事施設・精神科病院・入管収容) に関する NGO 報告 (政府回答に対する反論を含む) 』1 2 頁以下参照、[http://naad.info/iccpr\\_ngo\\_report2020/](http://naad.info/iccpr_ngo_report2020/)に掲載)